

生活福祉保健委員会－3月11日

付託議案に関する質疑・応答

○質疑（辻委員） 追加提案された補正予算については賛成の立場でお話しします。上程されている議案について、まず県第31号議案、広島県手数料条例等の一部改正についてお聞かせ願います。今回、保育士の試験手数料が8,900円から1万2,700円、1.4倍に改正されるという条例案ですが、この改正の理由が何か示していただきたいと思えます。

○答弁（家庭支援室長） 保育士試験の手数料についての御質問にお答えをいたします。この手数料は、前は平成13年に改定しております。従前から地方公共団体の手数料の還付金に関する政令、標準政令と申しておりますけれども、その政令に基づいて改定してきているところでございます。今回も3年ぶりに国の方で見直しをされて改定を行うもので、全都道府県ともこの1万2,700円に改定の予定でございまして、確かに現行は8,900円でございます、3,800円のアップという大幅なアップではございますけれども、受益と負担の適正化を推進するもので、これまで低過ぎたきらいがあるということで、国の方も見直してまいったところでございます。

本県におきましても、実情を申しますと、この時期におきまして国に報告する人件費については担当者1名を報告している状況でございますけれども、短期の県監督の職員と応援体制等を考えますと、約1,000万円を超える人件費を投入しているところでございまして、今回の改定につきましては、十分理由があると考えております。

○質疑（辻委員） 事前にこの手数料を改定するに当たっての国へ報告する内容を教えていただきましたけれども、県の試算では9,400円程度というような金額で提示されて、それを国の方に送られるているんです。調査アンケートには、人件費についてはすべてかかった経費としてカウントして報告するというようなことで報告を出されているんです。先ほどのお話では1,000万円の人件費がかかるという、何かアバウトな給与経費として受けとめたのですけれども、県の試算が9,400円で、国が出された標準金額は1万2,700円となっているが、この乖離はどう説明するのですか。

○答弁（家庭支援室長） この標準政令につきましては、国において全都道府県に対して実態調査を行いまして、この調査を踏まえた理論数値に基づいて決定されているということでございます。各都道府県におきまして、この額に、実際の額が異なることもあるわけですが、本県の試算では約9,400円ということで国に報告していたわけですが、先ほど申し上げましたように、この試験は学科試験を2日、実技試験を2日、計4日で、他の試験と比べてもかなり作業量が多い試験でございます。従前からこの件については、担当職員しか国には報告してなかったということで、そういう経緯を踏まえての実態報告でございますけれども、学科試験の2日、実技試験の

2日、これに投入する人員などで100人近くになります。したがって、人件費が約1,000万円と申しあげましたけれども、決してアバウトな数字ではなくて、980万円余りの積算をしているところでございます。

○意見（辻委員） それだったら国に報告するときに、そういう金額をカウントして、正確な数字を出して、この改定資料にするというのが筋です。きょうの説明ですと、県の試算で1万円ぐらいだと思っただけで、確かに他の部署からの応援等で人件費が更にかかっているというような説明がありましたけれども、そういうことだけではこの条例の改定については納得できません。さらに、今の景気の低迷している中で、新たな負担を受験者に押しつけるというような点から、今回の大幅な改定には反対をしておきます。

それから、県第42号議案と県第48号議案について、意見を申し述べておきたいと思います。県第42号議案は、県立ふれあいの里老人福祉センターの設置及び管理条例を廃止する条例、それから県第48号議案は無償譲渡についてですけれども、この問題は昨日も当委員会で議論いたしましたので、改めて繰り返して議論いたしません。あの議論の中で明らかにしましたように、赤字運営を続けている県の公的な施設、これを御調町に移管するというようなことですが、今後の明確な計画、さらに、この施設が十分活用されて、経営そのものも後見していくというようなことも明らかにされませんでした。本来なら、県がこの設立趣旨に沿って広域的に活用する施設として整備し、さらに県民に提供していくべきですが、そういう県の責任を放棄して赤字の施設を御調町に移管し、財政負担を軽くするというような姿勢には賛同できません。したがって、この議案2点についても反対の立場を表明しておきたいと思います。

採決に当たっては、これは委員長、補正予算と条例案等の両方を一括ですか。

○委員長 そうです。一括してやります。

○意見（辻委員） 採決は一括ですので、反対ということで。

① 「15-8 乳幼児医療費無料制度の充実を求める請願」及び「16-2 2004年度県予
算における乳幼児医療費の就学前までの無料化制度を求める請願」についての意見交換

○意見（辻委員） まず、乳幼児医療費無料制度の15-8継続審査された提案ですけれども、県の見直しに対して県内市町村がどう対応するかということで、福祉保健部のまとめたところによりましたら、16年度中に導入する方向で検討しているのが53市町村、それから今後検討が26市町村、いろいろと今後の動向を踏まえて、さらに上乗せするか、あるいは県制度でいくかという、そういう町村もまだまだかなりあるという点では当委員会でもさらにこの議論を進めていくという点では、私はこちらの請願については継続していただきたいというふうに思います。

それから、16-2については、昨日もこの問題では議論をいたしました。本年度予算にかかわっての請願というところから、やはり重点5部分野の一つ、少子対策に大きな柱を立てるという点では、これまでの雇用制度を踏襲していくというのが広島県の立場でもありますし、それを県民が求めて、できている請願だと受けとめております。負担と受益、それから持続可能な制度として事業を進めていくということが当局からも説明がありますけれども、これまでの県の大型開発事業、例えば港湾開発でありますとか、あるいは高速道路建設など、そういった大型事業のむだを省くというようなところから、やはり私は財政的にも捻出するということは本県でも可能だということを申し上げておきます。

それから、現状でも5年後は財政負担が1.5倍に膨れ、それを1.2倍あるいは1.3倍ぐらいに抑えきろうということで、この一部負担を導入するというのを考えると、持続可能な制度ということを経済を理由に福祉そのものを全体に抑えているというような県の姿勢があるのではないかと申し上げたいと思います。特に、大きな少子対策は柱であるにもかかわらず、実際面では福祉医療そのものを抑え込んでいくというようなことにもつながっていると考えています。そういった意見を申し上げ、この16-2につきましては、採択していただきますことをお願い申し上げて、意思表示とします。

② 16-1 小児医療の充実を求める請願についての意見交換

○意見（辻委員） 本請願は、当委員会でもたびたび議論されていますから、私は採択をしていただきたいという立場から意見を申し上げます。

この請願の県立病院ですが、高度先端医療を行っていく小児専門総合病院として独立型の病院をつくっていくのが大事だと思っています。24時間、三次救急、周産期医療、難病などにも対応できる機関でもあり、また他の医療機関とも連携をとっていくという小児医療の基幹病院としてやはり広島県もそういう病院の建設に踏み出していくべきだと思います。これまでの10年間にわたっての署名の累計で16万という結果にも見られるように、やはり県民の非常に強い要望があるものです。そういう立場から、ぜひこの請願を採択していただいて、広島県も小児医療には一層の充実に向け取り組んでいただきたいということを述べて、採択をお願いします。

一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（辻委員） 先ほどの鳥インフルエンザの件について、1点だけ聞いておきたいのですが、高病原性鳥インフルエンザで死亡鶏が出た場合等の説明がありましたけれども、防疫マニュアルは各市町村に対して大体徹底しているのでしょうか。大分広範に今広がっているんです。そのあたりはどうですか。

○答弁（保健対策室長） 野鳥の関係で御指摘ですから、防疫マニュアルということですが、実は2種類ございます。鳥の健康、鳥が感染するのを防止するためのマニユ

アルは農水省がつくって、主に農政部局が中心に普及に努めております。人の健康については、県独自でそういうマニュアルをつくって、連携をしながらやっているということでございます。

そういったことにつきましては、マニュアルはつくるだけではなくて、普及が御指摘のとおり重要でございます。鳥の感染防止マニュアルについては、農林水産部の方で、先日、家畜保健衛生所と養鶏業者の方々にお集まりをいただいて、もちろん福祉保健部の方からも出席をいたしました。普及に努めているということがございます。また、その席では、当然、鳥のことだけではなくて、人のことも大事です。すよということをやっています。

一方、保健所の方、人の健康の方のマニュアルにつきましては、保健所長会で先月27日に行いましたし、きのうも担当者と保健所長を集めて、法律上は別になりますが、広島市、呉市、福山市の保健所からも来ていただいて、マニュアルの普及に努めております。もちろん保健所が現場を預かるわけですので、市町村等も密接に連携してやってほしいということ、もちろん福山市、呉市、広島市としては、自分の市のことをしっかりやってもらいたいということで、いろいろ打ち合わせをしております。そういったことを通じて普及を図ってまいりたいと思っております。

また、先ほどの「国民の皆様へ」という、これは市町村にも配付して、既に通知をしております。普及に努めているところでございます。

- 質疑（辻委員） 「黒い雨」の降雨域の拡大の問題についてお聞きしたいと思います。
- 広島市が原爆被爆者の実態調査、これは被爆による心理的影響に関する調査・研究が行われて、その結果が最近出されました。この結果が、黒い雨の体験が健康影響、それから精神的影響に大きくかかわることを大体立証してきたというような内容になっているわけですが、この結果を受けて、広島県としては、どのように受けとめておられるかということをお聞きしたいと思います。
- 答弁（被爆者・毒ガス障害者対策室長） 黒い雨の原爆被爆者実態調査についてのお尋ねでございますが、広島市は被爆による心的影響に関する調査・研究を13年度、14年度にかけて行ってまいりまして、その結果、去る1月に報告書を取りまとめました。その報告書によりますと、原爆による精神的影響は、その被爆当時に爆風を感じたことや、黒い雨を見た、浴びたことなどの感覚的及び視覚的な体験からの影響を受けると考えられるといった内容でまとめられております。県といたしましては、被爆による精神的にという問題は新しい問題であるとともに、従来から本県の地域拡大が黒い雨との関連でとらえられておりますことから、このたび広島市の調査結果や、これまでの県・市の取り組み、さらに、これまで国に対して要望してまいりました内容等を踏まえまして、今後の対応を検討したいと考えております。
- 質疑（辻委員） それで、広島市の社会局長がこの調査結果に基づいて、特例区域拡大の根拠になるというような姿勢を示されているのですが、今の答弁で、やはり広島県もそういう区域拡大の大きな根拠にもなると見ていいのでしょうか。

○答弁（被爆者・毒ガス障害者対策室長） 被爆地域の拡大につきましては、これまで黒い雨降雨地域について被爆地域に指定されるよう要望を行ってまいりました。昭和51年には、このうち、おおむね大雨降雨地域について被爆地域に指定されたところでございます。しかしながら、要望の一部しか実現していないということで、引き続き広島県、広島市は、黒い雨降雨地域全体を被爆地域に指定するように要望を行ってまいりました。今後とも被爆地域の拡大につきましては、これまでのさまざまな取り組みの結果を参考にしながら、国へ要望するなどの必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

○要望・質疑（辻委員） それはぜひ引き続き要望していただきたいと思うのですが、この調査でも現在の大雨区域として指定された区域から外れた地域でも黒い雨を体験した人がたくさんいるというようなデータも出されています。それから、そういう調査結果から見て、これは広島市内を調査したのですね。そこで、私はこの地域拡大に向けて、県も広島市と同じように広島市の周辺町村実態調査を実施してはどうかと思うのですが、これはいかがでしょう。

○答弁（被爆者・毒ガス障害者対策室長） 今委員御指摘のように、広島市の調査は圏域にかかる地域については調査対象としておりませんが、原爆体験による精神的影響については、市の調査結果を圏域の、例えば黒い雨を浴びたといった原爆体験者にも類推適用が可能ではないかと考えております。いずれにいたしましても、今後の対応といたしましては、広島市の調査結果のみでなく、これまでの広島県・市が取り組んできたさまざまな取り組み、例えば、昭和48年に黒い雨降雨地域住民を対象にして実施しました住民健康調査、あるいは昭和63年度から3カ年にわたって実施しました黒い雨に関する専門家会議の調査・検討結果等、いろいろな取り組みの状況を総合的に勘案しながら、今後の国の要望に生かしていきたいと考えております。

○質疑（辻委員） そういうことが土台にあつて、広島市がこのたび実態調査をされたわけで、だから広島市以外のところではそういう調査が及んでいない。類推はされるかもしれませんが、そんなに多くない地域だと思いますので、この広島市の周辺の実態調査はどうですか。県としてもそういうことをやっていくようにされたらどうかと思うのですが、いかがですか、その検討はされますか。

○答弁（被爆者・毒ガス障害者対策室長） ただいま申しましたように、やはり広島市の調査結果を圏域の原爆被爆体験者にも結果を援用といいますか、研究結果を類推適用するというので、新たに圏域を対象とした調査というのは現時点では難しいのではないかと考えております。

○要望・質疑（辻委員） ぜひ、それは検討していただきたいと思うのです。長崎でも降雨域の拡大をしている中で、黒い雨については、従来から言われている卵型の降雨域そのものが不自然だというような指摘もありました。降雨の形態そのものが本当にあんな丸くなるとは考えられない。それだけでなく、黒い雨による原爆障害と

いう点では、区域の拡大をして、やはり健康に影響を与えている方々にはそれなりの対応をされているという点では、私は、降雨区域の拡大は重要な問題だと思っているのです。ぜひ、この点は拡大に当たって、広島市の周辺地域についても調査されることを要望としておきたいと思います。

それからもう1点。最後に、国民健康保険の資格証明書の問題について、お聞きしたいと思います。県からいただいた資格証明書の発行件数についてですけれども、平成15年6月1日現在で広島県全体で1万2,054世帯ということになっています。平成11年から比べますと、平成11年が3,263件、この5年間で3.7倍と急増しているところですが、こういう状況の中で、資格証明書のために思うように医者にも行けないという方がかなりふえてきているんです。こういう状況に対して、どういうふうに見られているのか、現状認識をまずお聞きしたいのですが。

○答弁（国保医療室長） 国保の被保健者資格証明書の発行についての御質問ということで、お答えしたいと思います。

まず、被保険者資格証明書につきましては、昭和62年の国民健康保険法の一部改正に伴いまして、国民健康保険の被保険者間の負担の公平化を図るということと、それから国保財政の安定的運用のためといった2点の観点から、被保険者が災害や盗難、事業廃止といった特別な理由がないにもかかわらず、故意に保険料、保険税を長期に滞納している場合に、被保険者証の返還を求めまして、そのかわりに資格証明書を交付することができるという具合にされたものでございます。

県といたしましては、この資格証明書の発行に当たりましては、これを一律に発行することのないように、一つには、事前に十分な納付期限、納付相談や助言を行うということ。それから、滞納理由の調査や弁明の機会の付与等、悪質な滞納者かどうかの判定は慎重に行うこと。それから、災害等による、やむを得ない特別な事情がある場合には、資格証明書を発行せずに従来どおり被保険者書を発行するというように、これまでも市町村保険者に対します実施指導あるいは研修会といったようなあらゆる機会を通じまして、慎重かつ適切な対応がなされるように市町村保険者の方に対して助言してきたところでございます。今後とも、こうした適正な運用がなされるように努めてまいりたいと考えております。

○質疑（辻委員） 期待にこたえていない答弁ですが、全国の都道府県の資格証明書の発行についての資料もいただきました。これも平成15年6月1日現在ですが、先ほどのお話でしたら、この広島県の資格証明書の発行は滞納者のうちの割合を示しますと、14.8%。15%の方が資格証明書でなかなかお医者に行けない、行っても全額その場でお金を払わないといけないわけですから、どうしても受診抑制につながる。この数字は、広島県が全国4位の発行件数になっているということで、医療を受ける機会が削がれているという点では、私は不名誉な順位だと思っているのです。そういう点で、先ほども言われたこの資格証明書の発行については、倒産や失業、あるいは病気など、個々の世帯の特別な事情の部分を十分しん酌して、

御相談に応じて、機械的に発行しないよう指導はされているようですけれども、どうでしょうか、やはり各市町村に、さらにその徹底を図るという意味で、県からも資格証明書の発行に当たっての通知文書を出して、さらに徹底を図ってはどうかと思うのですけれども、この点はいかがでしょう。静岡県ではそういうようなことも行って、資格証明書の発行についての慎重な対応を市町村に求められているようなことをしてるんですけれども、この点どうでしょう。

○答弁（国保医療室長） ただいまの御質問につきまして、お答えしたいと思います。

まず、保険料税の収納率を全国で比べてみますと、本県の場合には、平成13年度の資料が一番新しい資料として私が持っているものでございますけれども、それで見ますと、全国で33位ということでした。かなり低い状況でございます。そういったことで、市町村の国保財政というものは、非常に厳しい条件もあろうかと考えております。そういった状況がございますので、一応の被保険者証、資格証明書の発行に当たりましては、先ほど言いましたような形で慎重かつ適切な対応をするようにということをこれまでも十分留意していただくように助言してまいったわけでございます。今後とも機会あるごとに、助言してまいりたいと考えております。

○要望（辻委員） 今の収納率33位は大変厳しい。それだからこそ資格証明書の発行に対しては、かなり厳しく対応するというようなことがあるんです。例えば、滞納した場合の納税相談に行きましたら、福山市でしたら半分とにかく払わないと、あとは分納相談に応じますというようなことで対応していくとか、分納相談についても一定額を示して、払ってほしいというような、それに応じられなかったら資格証明書のままだというような事態もあるんです。そういうことで、結局病気になってもなかなか医者にも行けないということで、結果として病状を悪化して担ぎ込まれるというようなこともあるわけです。この点でのさらなる資格証明書の発行に慎重な指導・助言について県としても強化してもらいたいということを申し上げて、質問を終わります。